⑤　入札書、確認資料及び技術提案書の提出期間　令和７年９月24日から令和７年９月26日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後４時30分まで。ただし、提出期間の最終日は午後３時まで受付

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１条に規定する行政機関の休日をいう。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasushi Namihira, Director General of the General Affairs Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Bora Subsurface Dam Nanamatatoubunishi, Miyakoirabu National Irrigation Project.

⑷　Time limit for the submission of application forms : 4 : 30 P.M. August 21, 2025

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system and relevant documents for the qualification : from 9 : 30 A.M. September 24 to 3 : 30 P.M. September 26, 2025. (tenders brought with 10 : 00 A.M. November 7, 2025)

⑹　Contact point for tender documentation : Enami Narisoko, Accounts Division, General Affairs Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2―1―1 Omoromachi, Naha City Okinawa 900―0006 Japan, TEL 098―866―0031 ext. 81341

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年７月31日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

佐藤　由美

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央合同庁舎第６号館改修㉕エレベーター設備工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　東京都千代田区霞が関１―１―１

⑷　工事内容　本工事は次に掲げる機械設備工事を施工する。

敷地面積　72,435㎡

建物用途　庁舎

①　Ａ棟　Ｓ造一部ＳＲＣ造　地上21階地下４階塔屋１階　延べ面積　125,697㎡

②　Ｂ棟　Ｓ造一部ＲＣ造・ＳＲＣ造　地上20階地下３階塔屋１階　延べ面積　63,029㎡

工事種目　エレベーター設備工事、撤去工事

主な内容　中央合同庁舎第６号館Ａ棟及びＢ棟のエレベーター設備の更新

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：契約締結日の翌日から令和12年３月15日（工事完了期限）まで

指定部分１　令和10年５月31日

主な内容　Ｂ棟

⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。

⑺　本工事は、申請時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）による紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。

なお、電子契約システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等に代えることができる。

⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒀　本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

なお、提出を求める項目は直接工事費のうち環境配慮改修の吹付けアスベスト処理、アスベスト含有材の発生材積込・発生材運搬及び発生材処分とする。

⒁　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒂　本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組む方式（通期の週休２日は必須）である。

⒃　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒄　本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒅　本工事は、受注者が入札時又は工事中に生産性向上（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⒆　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

⒇　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和７・８年度における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成22年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たすエレベーター設備工事一式（新設又は更新）を元請として施工した実績を有すること（民間の元請としての実績を含む）。また本工事における設備の工場製作に係る設計、工程管理、検査・試験に関する自らの体制を証明できること（当該実績が平成22年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参照）」に